

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## トピックス: 最近の不動産市場過熱抑制策とその効果について

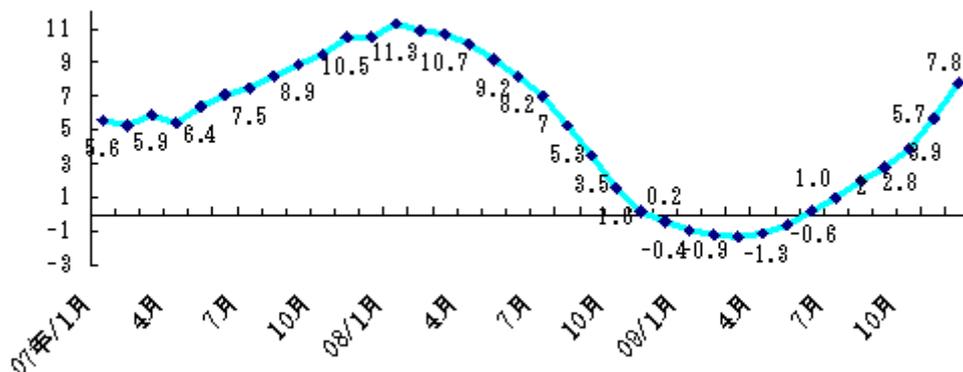
1月10日、国務院は「不動産市場の安定的且つ健全な発展を促進することに関する通知」（以下は「国11条」）を発表し、「不動産市場の回復に伴い、一部都市で住宅価格の過度な上昇等の問題が生じ、重視する必要がある」との見方を示して、不動産市場の過熱を抑制する方針を明確に打ち出した。

2004年以来、中央政府は不動産市場の健全な発展、住宅市場の安定化に向け様々な措置を取ってきたにも係わらず、その効果は限定的であると指摘されてきた（過去の不動産市場コントロール策は「表4：参考資料」をご参照）。そこで、本稿では「国11条」の背景と主な内容を簡単に纏めた上で、不動産市場調整政策の実施効果に影響する要因を重点に説明したい。

### 1. 背景

2008年末以来、政府は世界的な金融・経済危機に対応するため、金融・財政緩和を実施すると共に、不動産業にも挺入れ策を実施した結果、中国の不動産業はいち早く持ち直し、2009年後半以降、住宅価格の上昇ペースは加速傾向を示している。昨年11月の全国70大中都市の不動産販売価格は、前年同月比5.7%上昇し、単月ベースで16ヶ月ぶりの高い上昇幅となったことに続き、12月の上昇幅は更に同7.8%に上昇した（下図）。また、一部の都市で住宅価格が高騰し、土地使用権譲渡価格も相次いで最高記録を更新し、バブル懸念が強まっている。

【2007年以降の全国70大中都市の不動産販売価格伸び率の推移】



統計局のデータに基づき、当課作成

こうした中、政府は不動産関連政策の調整に動き出した。昨年12月7日に開催された中央経済工作会议では、不動産業を重点産業分野に指定して、住宅取得支援を2010年の重点任務に掲げ、また12月9日には国務院常务会议で、個人の住宅譲渡益に対する営業税免除の条件として転売凍結期間を現行の購入後2年以上から当初の5年以上に戻すことを決定、12月14日には

「市場期待の安定化と一部都市の不動産価格の急上昇を抑制する4つの措置」（「国4条」）を公表した。更に、2010年1月10日、国務院は「国4条」の方針に基づき、「不動産市場の安定的且つ健全な発展を促進することに関する通知」（「国11条」）を発表し、①住宅供給の増加、②投資・投機のための住宅購入の抑制、③市場監督管理の強化、④地方政府の責任徹底等を通じて不動産市場のコントロールを強化する姿勢を示した。

2. 「国11条」の主な内容及び注意点

「国11条」の主な内容は表1の通り。

表1 「国11条」の主な内容	
供給拡大	<p>一、保障住宅及び一般商品住宅の有効供給を拡大する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低価格、小型の一般商品住宅の建設を加速する。</li> <li>2. 住宅建設向けの土地供給を増やし、土地供給や開発利用の効率を高める。</li> <li>3. 保障性「安居プロジェクト」の建設を速め、2010年末までに1,540万低所得世帯の住宅難問題を基本的に解決する。</li> <li>4. 中央政府は「安居プロジェクト」の建設に対する支援を強化し、中西部地域の低賃料住宅建設に対する補助金を引き上げる。</li> </ol>
投資・投機の住宅購入の抑制	<p>二、合理的な住宅購入を指導し、投資・投機のための住宅購入を抑制する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 選別的な貸出政策の実施を徹底し、個人の自己居住用住宅一戸目購入のための住宅ローンを引続き支援する一方、二戸目の住宅購入のための住宅ローンを厳格に管理する。既に住宅ローンを利用して住宅を購入した世帯は、二戸目住宅のローンを申請する際の頭金比率を40%以上とする。</li> <li>6. 選別的な住宅税収政策を継続し、規定に一致しない住宅購入に対し、税収優遇を与えてはならない。</li> </ol>
監督管理	<p>三、リスク防止及び市場監督管理を強化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 貸出基準を厳格に守り、規定に適合しない不動産開発業者やプロジェクトに貸出を行ってはならない。監督管理部門は窓口指導を強化し、貸出資金の使途及びクロスボーダーマネーフローに対するモニタリングを強化し、不動産市場への流入、ホットマネーによる市場への衝撃を防止する。</li> <li>8. 不動産市場の秩序を引き続き整理整頓する。商品住宅の売り惜しみ、土地の買占め、遊休地の回収等を強め、国有大手企業の不動産投資を規範化する。</li> <li>9. 土地使用権譲渡に関する入札評価方法を改善し、土地譲渡金支払い遅延、契約違反の企業や個人の土地譲渡入札への参加を制限する。</li> <li>10. 市場モニタリングを強化し、市場変化に早急に対応する。</li> </ol>
地方政府責任の徹底	<p>四、地方政府の責任を徹底させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11. 不動産市場の安定化及び低所得世帯の住宅問題の解決に関し、省級政府が責任を負い、各市、県の政府が関連政策の実施を徹底させる。各級政府が中央方針と一致しない減免税政策を整理し、改める。</li> </ol>

国务院弁公庁の通知に基づき、当課作成

「国11条」の内容を見ると、その殆どは過去にも実施された不動産市場コントロール政策を改めて強調したものであるが、注意すべき点としては以下の3点がある。

- (1) 住宅需給状況の改善に注力すること。これまでの不動産市場コントロール対策は住宅価格の急激な上昇を抑制することに重点を置くものが多かったが、住宅の市場需要が持続的に増加している中、その効果が弱まっている。このため、供給を拡大し、投資・投機のための住宅購入を制限し、住宅市場の需給逼迫状況の改善を通じ、住宅価格の過度の上昇を抑制する「国11条」の基本方針は評価されるものと思われる。
- (2) 二戸目住宅購入について、これまでの関連政策では、転居のための二戸目小型住宅購入では住宅ローンの20%の頭金比率などの優遇条件を適用すると明記されていたのが、「国11条」では「既に住宅ローンを利用して住宅を購入した世帯は、二戸目住宅のローンを申請する際の頭金比率を40%以上とする」とされており、住宅供給が逼迫する中、いかなる形の二戸目住宅購入も優遇しないとの政府の意図が示されたと見られている。
- (3) 土地譲渡入札評価方法を改善すること。土地譲渡入札評価方法を改善すれば、これまでの「最高額を出すものが落札する」という規則が改められ、地価の高騰に起因する住宅販売価格高騰の抑制に繋がるのが期待される。

### 3. 政策効果について

これまでの不動産市場調整政策の効果を弱めた原因については、主に以下の点が指摘されている。

- (1) 中国の経済運営は不動産業に依存する部分が大きく、不動産市場の調整はマクロ経済調整の影響を受け、政策の連続性を保つことが難しく、調整の困難さが増している。

中国の経済成長の原動力については固定資産投資の寄与度が高く、2009年1-9月のGDP成長率(7.7%)への投資寄与度は7.3ポイントとなっている。2004年以来の都市の固定資産投資総額のうち、不動産開発投資はほぼ2割を占めており(表2)、不動産開発投資の減速は固定資産投資の減速につながり、経済成長にも影響を及ぼす懸念がある。また、不動産業は鉄鋼、セメント、内装材料等の建材分野や家具、家電等の消費分野の百数十にも及ぶ業種と関連しており、不動産業の発展が関連産業の成長のみならず、消費促進への寄与も期待されることから、政府は不動産市場のコントロールに慎重になっている。

表2 2004年-2009年の都市の固定資産投資及び不動産開発投資

項目	①都市の固定資産投資総額(億元)	②不動産開発投資総額(億元)	②/①比率(%)
2004年	58,260	13,158	22.6%
2005年	75,096	15,759	21.0%
2006年	93,472	19,382	20.7%
2007年	117,414	25,280	21.5%
2008年	148,167	30,580	20.6%
2009年1-11月	168,634	31,270	18.5%

統計局のデータに基づき、当課作成

特に2008年後半以降、世界的な経済危機に対応するため、政府は景気刺激の主要措置として、2004年以来の不動産業抑制策を緩和し、不動産開発自己資本比率下限の引下げ(30%→20%)、個人住宅ローン金利の優遇、営業税減税などの挺入れ策を実施した。この結果、不動産市場はV字型回復を遂げ、経済の回復にも貢献したものの、住宅価格の急速な反騰にもつながった。

- (2) 地方政府が、中央の方針を徹底しないこと。

1994年の「分税制」改革<sup>1</sup>に伴い、地方の財政収入は大幅に減少したにもかかわらず、財政支出の増加が続く中、地方政府は、土地使用権譲渡による収益や不動産開発関連税収によって財政収入を確保しているのが現状(「土地財政」と言われている。即ち土地使用権譲渡による財政運営)。

とりわけ2008年末以来、中央の4兆元の経済刺激策の実施に伴い、地方政府への支出圧力が増大している。これらの投資資金を調達するため、地方政府は土地使用権譲渡を加速している。地価の高騰により、2009年の全国の土地使用権譲渡収入総額は1.5兆元に上り、杭州市及び上海市の土地使用権譲渡収入は初めて1,000億元を超えた(表3)。現在、地方の土地使用権譲渡収入は平均して財政収入の30%以上を占め、杭州、上海、北京の2009年の土地使用権譲渡収入の地方財政収入全体に占める割合はそれぞれ51.2%、45%、45.8%となっている。

<sup>1</sup>分税制：税種を国税(=中央税)と地方税とに分けて、国税は国家税務総署、地方税は省政府の税務当局が徴税する制度。又、中央がまず徴税し、一定部分(例えば増値税は75%)を中央税として留保し、残りを地方政府に還元するパターンもある。分税制は80年代に行われた財政請負制のもとで中央財政が弱体化し、一方、沿海都市の財政が強化されたアンバランスの是正を意図したもので、1994年から実施された。ちなみに、1993年の財政収入は中央22：地方78の割合であったが、翌94年には中央56：地方44と劇的に転換している。(《中国情報用語事典1999~2000年》)

表3 2009年土地権利譲渡収入の上位20都市

順位	都市	収入 (億元)	前年同期比 伸び率	順位	都市	収入 (億元)	前年同期比 伸び率
1	杭州	1,054	238%	11	無錫	315	278%
2	上海	1,043	172%	12	アモイ	303	475%
3	北京	928	85%	13	瀋陽	295	93%
4	天津	732	67%	14	蘇州	275	326%
5	広州	489	301%	15	大連	262	79%
6	寧波	488	617%	16	南京	242	66%
7	重慶	440	276%	17	済南	183	360%
8	武漢	361	345%	18	常州	176	262%
9	佛山	332	390%	19	青島	155	56%
10	成都	324	389%	20	合肥	154	137%

20都市合計は8,551億元で、全国の57%を占めた。

中国不動産指数研究院のレポートに基づき当課作成

こうした中、住宅価格が低落し、不動産市場が冷え込むと、地価が低下し、土地権利譲渡収入も減少することから、地方政府の間では中央政府の住宅価格抑制政策を徹底する意欲が低下している。2004年以降、中央政府は住宅価格を抑制するための措置を次々と打ち出したにも関わらず、2008年前半まで住宅価格の上昇に歯止めをかけることが出来なかった背景には、地方政府の間でこれらの措置が徹底されなかったことも一因であったと指摘されている。

(3) 中国では投資ルートが乏しく、投資商品も少ないため、不動産価格が上昇すると、国内外の投資・投機資金が不動産市場や株式市場などに流れ、市場の過熱を一層煽るという一面も指摘されている。「国11条」は、貸出資金の用途管理を強化し、貸出資金やホットマネーの不動産市場への流入による市場への衝撃を防止することを強調した。1月12日に人民銀行が1年半ぶりに預金準備率を引上げることを決定した背景には、過剰流動性や不動産過熱に対応する必要があったことが挙げられる。このように、ここ数年、中国の不動産市場は、過剰流動性に大きく影響され、コントロールが一層困難となっている。

(4) 1998年の住宅制度改革<sup>2</sup>以来、商品住宅需要が増加し続け、住宅価格の上昇圧力が高まっており、政府の抑制策の効果を弱めている。

これらの要因が今でも根強く存在しているため、「国11条」の実施によって不動産価格の上昇は一時的に鈍化する可能性はあるものの、期待通りの抑制効果が上がるかどうかの疑問は残る。不動産市場の安定化実現に向けて、経済構造の改革、財政体制改革、資本市場の充実、住宅制度の見直し、不動産市場の健全化等を含む抜本的な改革が行われなければ、行政指導に頼るだけでは、「緩めれば過熱、締め付ければ冷え込む」という悪循環を改善することができないものと思われる。

<sup>2</sup> 1998年7月、国務院は都市住宅制度改革の推進を図り、住宅建設を加速する通知を発表。従来の福祉的な住宅分配制度を廃止し、住宅の商品化を推進して住宅産業の発展を目指した。低価格住宅を中心とする多様化した住宅供給システムの整備を図り、住宅ローン等の住宅金融の発展に努め、住宅市場の育成と規範化に取り組むことがその主な内容。

表4 参考資料： 2004年以降の主な不動産市場コントロールの経緯	
2004年	<p><b>固定資産投資過熱を背景に不動産開発規模の拡大を抑制。</b>            3月31日、国土資源部、監察部が「入札、競売等の公開方式による経営性国有土地使用権の譲渡を引続き実施することに関する執行監察の通知」（「71号令」）を公表、協議方式による国有地土地使用権譲渡を禁止。            4月27日、国務院が不動産開発（低所得者向けの住宅案件を除く）の自己資本比率下限を20%から35%に引き上げ。            「エコ住宅管理弁法」を実施。</p>
2005年	<p><b>住宅販売価格の急上昇を抑制。</b>            2005年4月、建設部、発改委、財政部等の七部門が連名で「住宅価格を安定させることに関する意見」（「国8条」）を公表、不動産投資規模の拡大、住宅価格の高騰を抑制し、不動産市場の健全な発展を目指す8措置を打ち出した。</p>
2006年	<p><b>住宅販売価格の高騰を抑制。</b>            5月22日、国務院は建設部、発改委等の九部門が共同で制定した「住宅供給構造を調整し、住宅価格の安定化を図ることに関する意見」（「国6条」）を公表、「90平米以下の中小型住宅の割合は新規住宅建設総面積の70%以上、中低価格、中小型住宅向けの土地供給を住宅向け土地供給の70%以上」という「低価格、中小型住宅」指標を規定し、税込、貸出等の面で不動産業を規制。</p>
2007年	<p><b>住宅販売価格の高騰を抑制。外資の不動産投資、二戸目住宅の購入を制限。</b>            6月、商務部が「不動産業直接投資の審査批准と監督管理の更なる強化と規範化に関する通知」（商資字[2007]第50号）を公布し、外資の不動産市場進出管理を強化。            8月以降、国務院が低所得層の住宅問題解決に関する意見を打ち出した。            9月8日、国土資源部が「遊休地の処置を強化することに関する通知」を公表、2年以上の遊休地に対し遊休費を徴収。            9月27日、銀监会、人民銀行が「商業性不動産向け貸出管理の強化に関する通知」を公表、不動産開発業者、政府の土地備蓄、個人の2軒目住宅ローン、商業用不動産購入に関する貸出管理政策を調整し、更に締め付けを強化。</p>
2008年 -2009年	<p><b>金融緩和、不動産業の規制緩和</b>            08年10月以降、人民銀行、国家税務総局が個人住宅ローンの金利優遇、営業税減税などの不動産業挺入れ策を実施した。            12月22日、国務院「不動産市場の健全な発展を促進することに関する若干意見」を公表、商品住宅の購入などを奨励            2009年、不動産開発自己資本比率下限を引下げ。</p>
2010年	<p><b>住宅価格の過度な上昇を抑制。</b></p>

各種公開資料に基づき、当課作成

（三菱東京 UFJ 銀行（中国）企画部北京業務グループ調査課 張文芳）

# EXPERT VIEW

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2010 年 1 月上旬から中旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[行政法規]</p> <p>○「国務院弁公庁の不動産市場の安定・健全な発展促進に関する通知」(国弁発[2010]4号、2010年1月7日発布・実施)</p>	<p>最近、一部都市で不動産価格が過度に上昇していることをふまえ、市場安定の政策方針を示したものの。①中低位、中小型普通住宅の建設促進、②金融機関の融資管理強化(住宅ローン利用済み家庭の第二住宅購入融資申込みに対しては、頭金を40%以上とする)、③金融機関の不動産融資リスク管理制度の改善、など。</p>
<p>[規則]</p> <p>○「工業情報化部の『板ガラス産業参入公告管理弁法』の印刷・発布に関する通知」(2009年12月22日発布、2010年1月10日実施)</p>	<p>生産能力過剰とされる板ガラス産業における参入企業の政府公告に関する規則。「板ガラス産業参入条件」(国家発展改革委員会公告2007年第52号)を満たした企業(新規・既存企業を含む)を対象に、申請により政府部門が公告するもの。公告に掲載されない企業は、政府調達への参加が許されず、銀行の新規融資も受けられないとされる。</p>
<p>○「人力資源社会保障部、財政部の基本医療保険異地就医清算サービス業務に関する意見」(人社部発[2009]190号、2009年12月31日発布・実施)</p>	<p>基本医療保険に加入している労働者や退職者が他の地区で医療を受けた場合(中国語で「異地就医」という)の基本医療保険料の決済サービスの改善について、方針を示したものの。①条件のある地区では、市(省のすぐ下の市)レベルで同一の制度を実施する、②短期の出張、研修、休暇などの期間中に医療を受けた場合は、保険加入地で保険料を請求する、③保険加入地の医療条件から他の地区で医療を受けた場合の費用清算は、保険加入地の規定による、④他の地区に長期間居住する退職者、勤務者の医療費の清算は、原則として保険加入地で行うが、事務取り扱い機関での郵便による請求受け付け、居住地での代理機関の設置など便宜を図る、など。</p>
<p>○「国家税務総局の輸出貨物税関還付(免除)の関係問題に関する通知」(国税函[2010]1号、2010年1月4日発布・実施)</p>	<p>過去の特別措置(2002年当時、新規に輸出を始めた企業に対しては輸出後13ヵ月目以降に還付を適用するなど)によって、仕入税額の未控除が残っている企業に対して、一括で還付を行うとしたもの。</p>
<p>○「財政部、商務部の自動車買い換え補助と車輛購置税減額徴収政策の同時享受許可に関する通知」(財建[2010]1号、2010年1月4日発布、同年1月1日実施)</p>	<p>内容は、法令名のとおり。自動車買い換え補助と車輛購置税減税の内容については、本誌2010年1月7日号の拙稿をご参照。</p>
<p>●「国家工商行政管理総局、公安部の外国企業常駐代表機構の登記管理強化に関する通知」(工商外企字[2010]4号、2010年1月4日発布・実施)</p>	<p>外国企業駐在員事務所の管理強化に関する通知。詳細は、下記のとおり。</p>

## ● 外国企業の駐在員事務所の管理強化へ

近年、一部地方で、外国企業駐在員事務所(常駐代表機構)の登記事項の無断変更、虚偽の証書類提出、違法経営活動などの問題が突出しているとして、上記の通知が出された。今後、以下の措置が採られるので、駐在員事務所を設立予定の企業、設立している企業はご注意ください。

### 1) 提出書類の公証認証の徹底

- ① 駐在員事務所の設立と名称変更の際は、本社が2年以上存続していることについての「合法的開業証明」(注:商業登記簿謄本)、金融機関の資本信用証明について、所在国・地域の公証機関の公証と中国大使館・領事館の認証を得たものを提出する。
- ② 駐在員事務所の登記証延長の際は、本社所在国・地域の政府機関が発行した「企業存続証明」(注:商業登記簿謄本)を提出する。

### 2) 登記証の有効期限の限定

駐在員事務所の設立と延長の際に発行する登記証の有効期限は、一律に1年とする。

### 3) 駐在員の人数制限

駐在員(首席代表及び代表)の人数は一般に4名以下とする。現在、4名を超えている駐在員事務所については、原則として駐在員の登記抹消を許可し、新たな増員は許可しない。

### 4) 新設駐在員事務所に対する実地検査及び処罰

- ① 新設の駐在員事務所に対しては、登記証取得後3ヵ月以内に、工商行政管理局が住所などの登記事項について実地検査を行う。
- ② 虚偽の書類を提出していた場合は、処分を行う。
- ③ 各種の方式で費用を受け取り、経営活動に従事していた場合は、「無証書経営」の関係規定に従って処罰する。(注)「無証書経営」による処罰は、登記証の取消、違法所得の没収、罰金、刑事責任追及などを指す。
- ④ 登記証の期限切れ、住所の無断変更などの違法行為に対しては、工業行政管理局が企業の信用度に応じて監督管理を行う。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
池上隆介

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆12月の対外貿易好調 輸入額は過去最高: 税関総署が10日に発表したデータによると、2009年12月の輸入は前年同月比+55.9%の1,122.9億米ドルと単月あたりで史上最高を記録、輸出は同+17.7%の1,307.3億米ドルと2008年10月以来のプラスに転じ、輸入の大幅増加については、内需の力強い回復の表れとした。なお、2009年通年では、輸入が前年比▲11.2%の1兆560億米ドル、輸出が同▲16.0%の1兆2,016.7億米ドル、貿易収支は同▲34.2%の1,960.7億米ドルとなった。因みに、日本との貿易額は前年比▲14.2%の2,288.5億米ドルとなった。

### 【産業】

◆2009年の国内自動車生産・販売台数 米国を抜き世界一に: 中国自動車工業協会の発表によると、2009年の自動車生産台数は前年比+48.3%との1,379.10万台、販売台数は前年比+46.2%の1,364.48万台と、ともに初めて米国を抜いて世界最大の自動車市場となった。背景には、消費刺激策の一環として実施された自動車販売促進策による需要の押し上げがある。特に小型車購入税減税の影響が最も顕著で、1,600cc以下の小型車の販売台数は前年比+71%の719.55万台と、全体の増加台数の7割を占めた。

◆12月の70大中都市の不動産販売価格 前年同月比7.8%上昇: 国家統計局の発表によると、12月の全国70大中都市の不動産販売価格は前年同月比+7.8%と、上昇幅は前月比2.1ポイント拡大し、9ヶ月連続上昇した。うち、新築住宅物件は前年同月比+9.1%で、販売価格が上昇した主な都市は、広州(19.9%)、深圳(14.3%)、海口(13.4%)、北京(13.2%)等69都市。中古物件は同+6.8%で、販売価格が上昇した主な都市は、深圳(23.9%)、杭州(13.9%)、アモイ(13.2%)等69都市となった。また、住宅以外の新築物件は同+4.3%で、うち、オフィス物件は同+6.4%、商業物件は同+2.7%となった。

### 【貿易・投資】

◆2009年の対内直接投資 前年比▲2.6%の900.3億米ドル: 15日に開かれた商務部記者会見によると、2009年通年の対内直接投資(実行ベース)は前年比▲2.6%の900.3億米ドル、件数は同▲14.8%の23,435件となった。産業別に見ると、製造業は依然として外資導入の主要分野で、投資金額と件数は、それぞれ全体の52.0%と41.7%を占めている。サービス業の投資金額の全体に占める割合は前年比0.76ポイント微増の42.1%となった。なお、2009年12月単月の対内直接投資(実行ベース)は、前年同月比+103.1%の121.4億米ドルと5ヶ月連続で増加している。

### 【金融・為替】

◆2009年人民元貸出総額 年初目標を上回る9.59兆元に: 人民銀行が15日に発表したデータによると、2009年通年の人民元貸出総額は9.59兆元となった。年初貸出目標の5兆元を大きく上回ったことについて、景気後退を食い止めたとして評価する声がある一方で、今後の流動性とインフレ期待の管理の難しさが増したとする見方も強い。人民銀行は、今年も「適度な金融緩和政策」を堅持する方針を示したが、通年の貸出目標額については正式に発表しておらず、また、年初1週間で貸出額が6,000億元に達したとの報道がなされた翌12日、市場の予想より早いタイミングで預金準備率の引上げを発表しており、状況に応じて政策を微調整する姿勢を示していると見られている。なお、同時に発表された2009年12月末の外貨準備高は、前年比+23.28%の2兆3,992億米ドルとなった。

## 人民元の動き

日付	USD			前日比	JPY (100JPY)		HKD	前日比	EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close		Close	前日比			Close	前日比			
2010.1.11	6.8271	6.8261~6.8271	6.8264	-0.0011	7.3969	0.0682	0.8803	0.0000	9.9126	0.1277	1.2300	3369.44	17.57
2010.1.12	6.8269	6.8264~6.8276	6.8271	0.0007	7.4297	0.0328	0.8803	0.0001	9.8940	-0.0186	1.3900	3433.76	64.32
2010.1.13	6.8269	6.8266~6.8275	6.8268	-0.0003	7.4639	0.0342	0.8803	-0.0001	9.9019	0.0079	1.3700	3327.14	-106.62
2010.1.14	6.8268	6.8268~6.8274	6.8273	0.0005	7.4219	-0.0420	0.8801	-0.0001	9.9151	0.0132	1.4400	3372.16	45.02
2010.1.15	6.8271	6.8265~6.8274	6.8269	-0.0004	7.5142	0.0923	0.8799	-0.0003	9.8362	-0.0789	1.5000	3381.14	8.98

## RMB レビュー&アウトlook

今週の人民元は前週末比小幅元高となる6.8271で寄り付き後、10日に発表された貿易統計(12月)の強い結果を受け、週間高値となる6.8261まで強含んだ。その後は1年物中銀手形入札(落札利回り小幅上昇)や12日の預金準備率引き上げ(+0.50%、1/18から実施)発表等があったものの為替相場への影響は限定的となり、週初とほぼ同水準となる6.8269で越週となった。預金準備率引き上げ発表を受けて一時は中国政府による金融引き締めへの転換も想起され、株式市場の下落という反応とはなかったが、従来同様の政策スタンスが確認されると一旦は沈静化した。ただ12月貿易統計では輸出総額が08年10月以来となる前年比プラス圏を回復した上、大雪による食料品やエネルギー価格上昇の影響からインフレ懸念も徐々に高まりつつあり、NDF市場では徐々に元高を織り込み始めている。当局は依然として足元の景気判断には慎重なスタンスを崩しておらず、為替市場での人民元高再開はまだ先との見方が大勢ではあるものの、当局が人民元上昇を容認しうる材料、特に輸出部門の改善とインフレ圧力の高まりが徐々に台頭し始めている点には注意が必要だろう。(1月15日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。